日本一小さい国宝・金印　　2024年7月18日　藤代歴史愛好会　石山博
（印鑰神社について）

はじめに
　この金印は、偶然にも江戸時代に福岡県の志賀島で一農夫により発見されました。
すぐに黒田藩へ差し出され、今では国宝となり福岡市立博物館で見ることができます。

　この金印は、宋の史官范曄（はんよう、398-445年）が426年ころ著した「後漢書・東夷伝」にある記述「建武中元二年（57年）、倭奴国、奉貢朝賀す。使人、自ら大夫と称す。倭国の南界を極めるや、光武（帝）、賜うに印綬を以ってす」の印綬に相当するものであることには異論はないようです。
金印の「委奴国」と東夷伝の「倭奴国」と同一であることも誰もが、認めているようです。

　さてこの金印はなんと読むのでしょうか。
現在通説とされているのは、明治時代の学者三宅米吉（1860－1929年）の説「かんの・わの・なのこくおう」という三段に読むものなのです。

　しかし江戸時代後期の学者の中には、「新唐書に『日本は古の委奴なり』とあることにより、委奴・倭奴は大和なり」という人もいました。
　しかしそれでは、なぜ大和の王がもらった金印が志賀島より出たのかという疑問は当然出ます。その答えの一つは、「大和へ持って帰る途中、取り落としたのだ。
あるいは、不名誉なことと思い使いが捨てたのだ」などという苦しいものになりました。

　講釈師、見てきたような嘘をいい。これでは学問ではありません。
これを救わんとして、次ぎに「委奴は、筑前の伊都（いと）なり」という説が出て、明治初期までの通説だったそうです。
伊都と志賀島は同じ筑前であり、苦しい言い訳はクリアーできたと思われました。

　しかし一世紀当時、伊都は倭百余国の第一の主権者だったのか、という疑問は残っていました。その説を排斥（はいせき）したのが、明治25年の三宅米吉の説でした。

　つまり、「委は「ゐ」であり「い」ではないし、また奴が「ど」であるのに対し都は「と」であって、音韻があわない。
「委」は「倭」であり「大和」である。また「奴」は古の「儺（な）の県」いまの那珂郡（博多湾岸）なり」としました。そしてあの「三段読法」を提示したのです。

このような通説に対し疑問をを持たれた方も当然おりました。

　例えば銅印ですが、「魏鮮卑率善仟長」では「魏」が与える方「鮮卑」が与えられる国あるいは民族名だそうです。そして「率善仟長」は、「魏に忠実な千人の部隊長」というような意味だそうです。つまり、「国王」に相当する身分です。
すべての印が「与える側－与えられる側の国名・部族名とその身分」という、二段に読むべきものでした。

　印制は、例え銅印であれ天子に直属する国・部族に与えられるもので、陪臣（また家来）に与えるものではなかったのです。
ましてやこの金印は、東夷の王の中の王たる実力と忠実さをもった「倭国の王」に与えられたのです。

もう少し具体的に言いますと、印の読み方には、「二段に読むルールの存在」があったのです。

大谷大学図書館内禿庵文庫には、大谷瑩誠(えいじょう)氏の蒐集(しゅうしゅう)にかかる各種の印の実物が蔵せられていました。それらを一つ一つ検査していった結果、印文の国名表記法には、一定のルールが存在することが検出されました。

解説：大谷 瑩誠（おおたに えいじょう、 1878年（明治11年）11月3日 - 1948年（昭和23年）4月28日）は、浄土真宗の僧で、真宗大谷派連枝。東洋学者。第13代大谷大学学長。院号は能浄院。別号は禿庵。出典: フリー百科事典『ウィキペディア』

印文のルールとして
古代中国の印文の実例をあげると。
漢帰義胡長（銅印駝鈕　大谷大学禿庵文庫現蔵『中国古印図録』収録
以下「大谷大学現蔵」と略記する）

魏烏丸率善佰長（二百蘭亭斉古印らんていせいこいん収蔵）
魏鮮卑率善仟長（銅印駝鈕だちゅう大谷大学現蔵）
晋匈奴率善佰長（銅印駝鈕大谷大学現蔵）
晋烏丸帰義侯*（銅印駝鈕～大谷大学現蔵）
晋帰義羌王（銅印塗金ときん兎鈕とちゅう
- - - - - - -常延年じょうえんねん『集古印譜しゅうこいんぷ』）
侯*は、侯の異体字。JIS第４水準、ユニコード77E6

以上は、いずれも信憑性の高い印書の事例です。しかし、一般に印を論ずるとき、いつもわたしたちを悩ませる厄介な課題があります。印の真偽問題です。
しかしこの場合は、幸いにもそれにわずらわされる必要がありません。
なぜなら、左のルールに例外がなかったからです。

すなわち、それらはすべて「二段国名」でありました。
最初に印を授与する中国側の国号を書き、つぎに授与される側の国号（部族名）を書く。
つまり、「ＡのＢ」という風に、国名を二段に記してありました。
これに対し、「ＡのＢのＣ」という、三段国名の表記は全く存在しなかった。（「率善そつぜん」「帰義きぎ」といった語は、中国の天子に対し忠実に服従していることを賞するための術語であって、国名ではありません）。

考えてみれば、これは当然です。なぜなら、中国の天子が夷蛮の長に印を与えるという行為は、与える側（漢・魏・晋など中国側）と与えられる側（夷蛮の長）との間の、直接の統属関係を示すものだからです。
したがって、「中間者の存在」を許容しません。ために印文の文面も、二者の関係だけが記されているのです。それゆえに、志賀島の金印を「定説」の様に、「漢の委の奴の国王」と三段に読むことはできません。

ではなぜ、「倭国の王」が「委奴国あるいは倭奴国の王」とされたのでしょうか。

これは、当時の北狄である匈奴との確執からではないかと考えられます。
後漢の前の「新」の王莽は、百余部族を率いる匈奴の長に「新匈奴単于章」（単于は王という匈奴の称）なる印を与え、つかの間の平穏な時を過ごしたのだそうです。
しかし前漢の王族であった劉秀は新を滅ぼし、25年に後漢を建てました。
そして再び、匈奴との間に戦乱が生じました。

そして晩年の57年、はるばる海を渡って倭国の使いが洛陽に来たのです。
その喜びは如何ばかりだったのでしょうか。
このときよりほぼ180年後、魏の明帝が遼東の公孫淵と闘っているそのさなか、はるばる倭国より使いが来た。これは、その喜びに匹敵するものだったのではないでしょうか。ですから「匈（たけだけしい、さわがしい）奴」に対し、自ら貢献してきた倭百余国を率いる王、東夷第一の実力を持つ王を「委（したがう、すなお、おだやか）奴」国王とされました。**これは、匈奴の対極にある委奴・倭奴と云う意味なのです。**

よって、このことからも「委奴国・倭奴国」は一つの国名、つまり「倭国」のことであり、三段読法では読めない。ということになります。
この金印は、**「かんのゐど（または、ゐの・ゐぬ）こくおう」**と読むべきでしょう。
「参考」読み方：宗主国＋国名＋官号　→漢＋委奴国＋王　読み：委・・イ(呉)(漢)　奴・・ド(漢)ヌ(呉)
2019.2.4　BS-TBS にっぽん！歴史鑑定　　福岡市博物館　米倉秀紀

さてこの「日本一小さい国宝」金印には、発見された経緯が、よくわからないというもう一つの問題があります。

この金印は、偶然にも江戸時代に福岡県の志賀島で一農夫により発見されたとのこと。
すぐに黒田藩へ差し出されたので、今では国宝となり福岡市立博物館で見ることができます。
印鑑は一辺2.3cmの四角形で重さ108.7gの純金製です。

「金印発掘に関する届け書」を読みますと次のようになります。（下の写真）

那珂郡志賀島村百姓甚兵衛申上る口上之覚
私抱田地（かかえでんち）叶の崎と申（もうす）所、田境之中溝水行悪敷（あしき）御座候二付、先月二十三日、右之溝形を仕直し可申迚岸を切落し居申候処（そうろうところ）、小き石段々出候内、二人持程の石有。之かな手子にて堀り除け申候処、石の間に光り候者有。之二付取上水にてすすぎ候上見申候処、金の印刻の様成物に而御座候。（以下略）
志賀島村百姓　甚兵衛
天明四年三月十六日　　津田源次郎様　　御役所

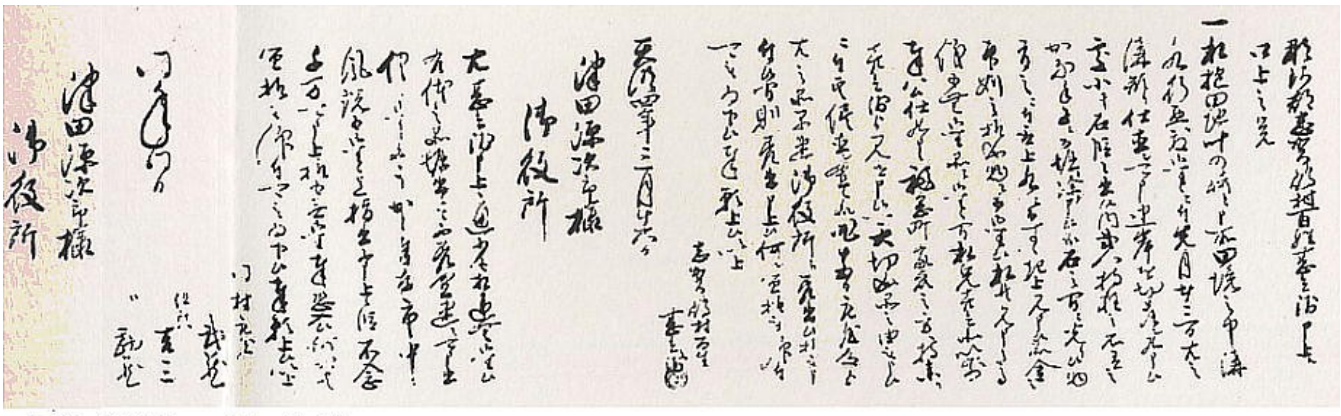

百姓、甚兵衛の口上書（複製）。
金印発見の経過について、発見者の志賀島村の百姓、甚兵衛が天明4年3月16日に那珂郡役所に提出した口上書。
3行目から文字通り読むと「私の抱える田地、叶の崎と申す所、田境の中、溝の水の行き悪しく……」と、ことのてんまつがメンメンと語られている。文末に庄屋・武蔵らの署名と印もある。

解説：抱田地かかえでんち(「かかえ」は所持する意）江戸時代、百姓が他村で所持する田地。また、貸し金などの担保として保管する田地。

金印について書かれた一番古い文献と思われているのは、甚兵衛さんの口上書で、津田源次郎という那珂郡の郡役所の長官宛てに出したものとされています。しかしこの原文が今は残っていません。今あるのは、大正時代に中島さんという黒田家の宝物管理人をしていた方の写したものです。ところがその写しの写真を見ると不思議なところがあるのです。

甚兵衛さんが志賀島の叶崎（かなのさき）で溝を掘っていたら大きな石があってそれをかなてこで持ち上げたらぴかっと光ったものがあった。
それが金印だったとして、兄の喜兵衛に相談したことなどの経緯を書いて、それを郡役所に届けました。と書いてあります。

その口上書の最後に志賀島の庄屋（武蔵）・組頭（吉三、勘蔵）の名前が書いてあり、甚兵衛の言うことに間違いありませんと書いてあります。津田源次郎様御役所へと書いてあります。　ところがこれには、不思議なところがあります。

第一の問題：それは甚兵衛のところにハンコがついてありますが、３人の庄屋・組頭のところにはハンコが無いのです。
写真の写り具合なのかと思って、これを確認した人がいまして、やはり本物も３人の庄屋・組頭のところにはハンコが無い。紙も大正時代の和紙で、甚兵衛のところだけハンコがあります。

中島さんの筆跡でちゃんと写してあります。もし印があれば「印」と書けばいいのですが、事実甚兵衛のところに大正の「印」ハンコが押してあります。庄屋・組頭３人のところにはハンコが無いのです。

第二の問題：百姓の甚兵衛ですら印を押しているのに、庄屋・組頭３人のところにはハンコが無いのは、どういう訳か。はっきり言えば文書（もんじょ）として成立していないと考えられます。保証人として庄屋・組頭３人がいるので、極論すれば甚兵衛のハンコが無くても成り立つ。わけです。
これは文書として未完成で、成り立たないものが、黒田家に伝えられている。
言い換えれば黒田家は「それでもいい」構わないという形で保存して来ていたとも言えます。

これが重大な意味を持ってきますのが、福岡県教育委員会の塩谷勝利氏が、その生涯をかけて志賀島の叶崎、叶浜など「金印」の出土地を捜し求められましたが、結局どこにもありませんでした。

甚兵衛の口上書に言う「弐人持程之石」（二人でやっともち上げられるような石）や関連の弥生期の遺物さえ一切何もなかったのです。
報告書（志賀島・玄界島）には、甚兵衛の口上書と現在の発掘結果とは全く一致しないとされています。

更に言えば、金印発見の口上書に書いてあることと考古学結果と環境が一致しない。
さらに口上書は、文書として未完成なものであった。これは、言い過ぎかも知れませんが、庄屋・組頭３人のところにはハンコが無いのは、３人の反抗・反乱だと言えるのではないでしょうか。
庄屋・組頭たちは、私たちはここに印を押せませんとしたのではないでしょうか。
もともと「印」を押してなかったのではないでしょうか。

しかし黒田家は、「それでも構わない」としたのではないでしょうか。という事になると「金印は、どこから来たのか」という疑問が出てまいります。

それとともに、糸島市三雲にある細石神社（細石（さざれいし）神社.糸島市三雲 432 御祭神：磐長姫、木花開耶姫 祭礼日：不明 境内社：三社 由緒：旧名を佐々禮石神社という）の宮司さん話では、父から聞いた話として「あの金印は、宝物としてこの細石神社にあったものだ。」という伝承があり、気にかかる話です。

さてこの金印を最初に世の中に報告したのは、亀井南冥という学者です。
甘棠館（かんとうかん）という学校をつくりまして、４日目に金印が出たという、偶然と言うか不思議なめぐり合わせで、現在云われている様な見事な報告書を藩に出して、名声を得ました。

解説：亀井 南冥（かめい なんめい、寛保 3 年 8 月 25 日（1743 年 10 月 12 日） - 文化 11 年 3 月 2 日（1814 年 4 月 21 日））は、江戸時代の儒学者で、医者、教育者、漢詩人。筑前国姪浜（現在の福岡市）に生れる。諱は魯、字は道載、通称は主水、南冥はその号である。亀門学の祖。出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

亀井南冥の息子に、昭陽という学者がおりまして、後に、この人が金印についていろいろ書いています。その中に金印が出てきた時のことが書いてあって、博多の豪商才蔵が金印について（才蔵は昭陽の奥さんのおじいさんだった。つまり親戚）友達の津田源次郎と相談したがよくわからないので、金印の鑑定のため亀井南冥を呼びに来た。

南冥は鑑定して、１５両出すから売ってくれと交渉した。
才蔵は断ったが、その後出直してきた南冥は１００両だすから売ってくれと交渉した。
津田源次郎と才蔵は、それだけの値打ちがあるのかと驚いたといいます。

その後（結果として）黒田家に収まる事になったのは、親父のせいである。親父のちからで黒田家に入ることになった。ただ親父には、「息子であるお前にだけ話す、人には絶対に言うな」と厳命されたとあります。

文書（もんじょ）には、**金印は「原文：買いて以て郡長に致す。**かいてもってぐんちょうにいたす」とあり、才蔵が買って津田源次郎のところへ持ってきたと書いてありました。この時源次郎は、鋳潰して馬具の飾りにしようかとも言ったといいます。

これによると、初めは亀井南冥（左の絵）は買い取ろうとしましたが、うまく行かずに、いろいろ考えた末、結果的には、黒田家に収まる事となった。親父のせいである。人には絶対に言うなと厳命された。と云う事になります。

その後に、亀井南冥が考えたと思われるのは、関係者がみんな得する案、具体的には、五方得する案で、

①津田源次郎（当時の那珂郡役所奉行）には、彼の領地のどこかから出たことにする。志賀島は彼の領地で、金印は彼のもとへ届け出ることにする。彼から黒田家へ提出する。つまりこれは名誉となります。

②亀井南冥は、黒田藩の二つの藩校の一つ「甘棠館かんとうかん」の主宰者でしたが、藩の命により、直ちに鑑定・報告書『金印弁』を発表し、名声を得ました。

一方の（官学側の）藩校、「修猷館しゅうゆうかん」側の『金印議』では、この金印は「源平合戦、壇ノ浦の戦いで、安徳天皇入水の際、一緒に海中に落ちたものが志賀島へ流れ着いた」といった”荒唐無稽”の解説で評判をおとしたのです。

③甚兵衛にご褒美があった。　米：２包　金：５両。

④才蔵は、４５両手に入れた。
（これは、南冥に断った１５両より多いので、購入額より多いと思われる。）

（昭陽の友達の梶原景熙かじわらかげひろ「黒田家の殿様のお付き役・藩の学者『金印考文』」の記録によると。黒田家から、１回目：米：２包　２回目：金５０両が出ている。）これが、甚兵衛と才蔵に渡ったと考えられます。また別の「村の記録」では、甚兵衛に５両渡ったと書かれていたと言う。

⑤金印は、黒田家所蔵となった。その後、筑前藩主である黒田家に宝物として、代々伝えられ、１９７８（昭和５３）年に福岡市に寄贈された。

解説：金印の発見については甚兵衛の口上書以来40年ほどの間に10近い文献があります。口上書にある金印を覆（おお）った「二人で持つほどの石これあり」は他の文献では“大石”や“巨石”と表現が変化しています。

このほか「石の間に光りそうろう物」とある部分は、口上書を実見できる立場にあった福岡藩の学者、梶原景熙（かげひろ）の『金印考文』では「周囲をとりまく三つの石は、箱のようだ」と記されています。

実証的な研究で知られる国学者、青柳種信（あおやぎたねのぶ）や『金印弁』の著者である亀井南冥（なんめい）の子、昭陽（しょうよう）らが自著にこの表現を採用しているのは記述の信憑性の高さを示しています。　出典：福岡市博物館hpより転載

上記の案を亀井南冥が考えたとするのは、口上書の宛先が、個人の津田源次郎になっている事からも言えます。しかも甚兵衛からと庄屋・組頭からと二重になっています。
２回ダメ押しをしています。

このような事から、この口上書は、後で作られたものと考えられます。

結局このプランで差障りが出てうまく行かなかったのは庄屋・組頭が賛成しなかった。ハンコを押さなかったが、しかし初めからプランができていて、金印の行き着く先が決まっていた。だから未完成文書でも実行されたのではないか。と考えられます。

しかしそれから８年目に、亀井南冥は閉門蟄居になっています。
死ぬまで２２年間続きました。もし長く生きていれば更に延びたはずです。

これは、推測ですが「一生、物言わさぬ」という事であり、上記の案を亀井南冥が考えたとする事が、藩校内部でわかってきたのではないか、五方得する案と言っても「修猷館しゅうゆうかん」側は、損というか恥をかいた訳で、わかったが表に出せない、出すと黒田藩が恥をかく事になる。だから閉門蟄居で、「一生、物言わさぬ」となったのではないでしょうか。

更に、金印については、甚兵衛の口上書以外にもう一つ基本資料と云われているものがあります。1830年代に著された仙崖和尚の掛軸『志賀島小幅』です。（下の写真）

解説：仙崖和尚（1750～1837）　江戸後期の画僧。美濃の人。僧名は義梵。臨済宗月船禅慧に参じ、のち博多聖福寺 123 代の住持。独特の禅画を描く。・大辞林　第三版の解説

　これを見ると、秀次、喜平（口上書では喜兵衛）とありまして、甚兵衛がありません。

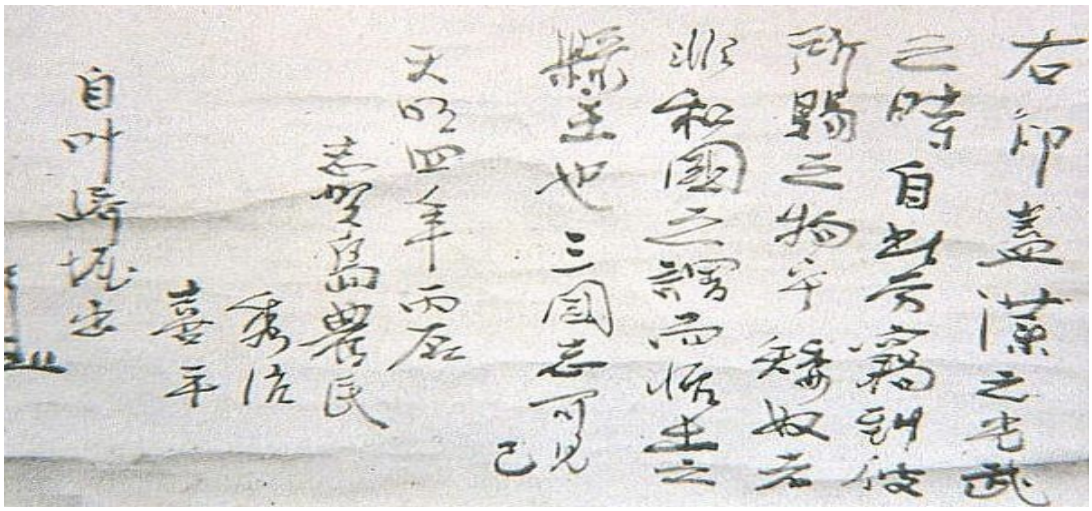

（大谷光男氏の）解釈として甚兵衛が地主で秀次、喜平が作男だったのではないかということで、実際は秀次、喜平が掘り出して、甚兵衛が代表者ではないかとの説があります。

　しかしもしそうであれば、３人の名前を書けば良く、甚兵衛をカットする理由がありません。これは口上書と『志賀島小幅』とのバランスを取った説だと思われます。仙崖和尚が書く時に、何ら甚兵衛をカットする理由が無いわけです。
　もう一つの問題は、後の調査によると、秀次、喜平は確認できますが、寺の過去帳（現在の住民台帳にあたる）など、どの書類にも甚兵衛は、名前が見当たらなかったと言うことです。

**　また、代々志賀海神社の宮司をつとめた安曇家に伝世する『万暦家内年鑑』には「志賀島小路町秀治、大石の下より金印を掘出す」とある。（書物は現存しないという）**

　出典不明ですが、金印発見から暫らくして、甚兵衛火事という大火があり、その火元であった甚兵衛は在所を追われたという。伝承があります。

解説：大谷　光男（おおたに　みつお、1927 年 7 月　- ）は日本の歴史学者、二松学舎大学名誉教授。金印の研究や暦の研究で業績をのこす。
金印発掘口上書の研究や江戸時代以来の金印研究史の整理、東アジア史的視点からの中国・朝鮮・日本の冊封体制の研究、冊封と深く関わる暦史を研究した。
出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

解説：甚兵衛火事・・文化八年（1811）、志賀島村に甚平火事と言われる大火のあったことが伝えられている。その後、善平火事（明治 5）、文蔵火事（同 9）、吉蔵火事（同 22）、孫吉火事（大正 3）があったが、甚兵衛火事はかなりの大火で、全部落がほとんど消失し、漁具もほとんど失われ、藩主から米 500 俵を借り受けたという。
「黒田新続家譜」四十六によれば、文化六年三月八日に那珂郡志賀島で失火し百十戸が延焼したとある。
もし甚兵衛が同一人のものとすれば、失火に責任をとり、離島して消息を絶ったのかも知れない・・（以下略）
出典:「 斎藤忠」著、日本の発掘　36-37 頁より

　そうすると、口上書と仙崖和尚の掛軸を結ぶ「キーワード」は、「きへい」で、「喜兵衛」と「喜平」に字は違っていますが、両方に出てきますし、同一人物と思われます。

　江戸時代の人の名前は、読みは同じでも表記が異なる場合があります。
（漢字の表記が異なる名前、戸籍の名前の表記が異なっている、墓碑と古文書の名前の表記が異なる、異なる漢字に置き換える等があります）

このため、仙崖和尚の掛軸は、「喜平きへい」の情報を元に書かれていると言えるのではないでしょうか。

読み下し（掛軸部分）
天明４年　丙辰　志賀島の農民　　秀次　喜平　叶崎より掘い出す　　仙崖（花押）

　今までは（通説では）、天明４年(1784 年)丙辰とありますが、天明４年は、甲辰であるので　干支を間違えていると言うことになっていました。
（和暦・西暦・早見表を参照のこと）
仙崖和尚の晩年に書かれたものなので、間違えたのではないかと云われていました。

本当にそうでしょうか。
天明４年と書いてダブル様に又干支を書く必要はなく、逆に月日は必要となって来ます。
丙辰と書いてあるのは、年ではなくて「月日」ではないだろうかと考え調べると、実際に使用例があったといいます。

天明４年(1784 年)　丙辰　と言う月日がありました。
直近の丙辰、それは３月１日となります。下記サイトの「和暦年別表」で確認。
参考：該当の丙辰は次のとおり「1/30　3/1　5/2　7/3　9/4　11/5」です。

一月（丙寅）大

日	干支	曜	日G	日J
1	丁亥	木	1/22	1/11
2	戊子	金	1/23	1/12
3	己丑	土	1/24	1/13
4	庚寅	日	1/25	1/14
5	辛卯	月	1/26	1/15
6	壬辰	火	1/27	1/16
7	癸巳	水	1/28	1/17
8	甲午	木	1/29	1/18

閏一月（丙寅）小

日	干支	曜	日G	日J
1	丁巳	土	2/21	2/10
2	戊午	日	2/22	2/11
3	己未	月	2/23	2/12
4	庚申	火	2/24	2/13
5	辛酉	水	2/25	2/14
6	壬戌	木	2/26	2/15
7	癸亥	金	2/27	2/16
8	甲子	土	2/28	2/17

二月（丁卯）大

日	干支	曜	日G	日J
1	丙戌	日	3/21	3/10
2	丁亥	月	3/22	3/11
3	戊子	火	3/23	3/12
4	己丑	水	3/24	3/13
5	庚寅	木	3/25	3/14
6	辛卯	金	3/26	3/15
7	壬辰	土	3/27	3/16
8	癸巳	日	3/28	3/17

三月（戊辰）小

日	干支	曜	日G	日J
1	丙辰	火	4/20	4/9
2	丁巳	水	4/21	4/10
3	戊午	木	4/22	4/11
4	己未	金	4/23	4/12
5	庚申	土	4/24	4/13
6	辛酉	日	4/25	4/14
7	壬戌	月	4/26	4/15
8	癸亥	火	4/27	4/16

表中の日付は、
日　：　和暦（旧暦）での日付
日.G：　西暦（グレゴリオ暦）での日付
日.J：　西暦（ユリウス暦）での日付をそれぞれ表す。
解説：グレゴリオ暦は、ローマ教皇グレゴリウス 13 世がユリウス暦の改良を命じ 1582.10.15 から使用されている。

**　そうするとこれは天明４年３月１日と書いてあることになり、仙崖和尚が３月１日に書いたことになる訳です。**
**　そうなりますと大変な事になりまして、口上書は、天明４年３月１６日に書かれています。金印発見は、２月２３日と書いてあります。**
<u>仙崖和尚の掛軸は、その中間になります。</u>
<u>そうすると口上書よりも２週間以上も早く書かれたことになり、第一資料となります。</u>

　こうした中で、２つの資料に共通する人物は「きへい」で、甚兵衛は兄の「きへい」に相談したと口上書に書いてあります。
また仙崖和尚の掛軸にも「きへい」が書かれています。
これは双方に関係しているとう云うか、下働きで動いているのは「きへい」ではないかと思われます。

　このため最初は、仙崖和尚の掛軸のとおり「秀次」が掘り出した形にする事になっていたのではないでしょうか。
掛軸は、約束・保証の意味で仙崖和尚に書いてもらったものではないかと考えられます。

　ところがその後２週間の間に、現地の農民が発見して、津田源次郎へ報告したほうが良いとか、「秀次」では都合が悪くなったのか（協力を渋ったとか、文字が書けないなど）いろいろ変化してきた事が考えられます。

このため、亀井南冥が考えた案の形に収斂（しゅうれん）して来たのではないでしょうか。
最終的に（結果的に）現地の農民であり「きへい」の弟の甚兵衛となった。しかし庄屋・組頭たちは協力してくれなかったのは、前述のとおりです。
このように仙崖和尚の掛軸は、甚兵衛の口上書に先立つ時に書かれたと考えられます。

さらにもうひとつの金印について考えます。

　漢委奴国王の金印のほかに、『魏志倭人伝』にはもうひとつの金印が日本に伝わったという記事があります。景初（けいしょ）２年（238）、邪馬台国の女王であった卑弥呼が魏の都へ貢ぎ物を贈ったことにたいして授けられた金印です(注)。「今汝を以て親魏倭王（しんぎわおう）と為し、金印紫綬を授ける」とありますから漢委奴国王と同じ紫の組み紐が鈕に結わえてあったことが分かります。（注：景初３年説もあります。）

　卑弥呼の使者をつとめた難升米（なしめ）と牛利（ごり）も銀印青綬を与えられたとあります。印綬はもともと公的なものですから、死後返還されるのが中国のなかでは通例であったようです。しかし当時の中国の都から遠方の地であった雲南省では、「滇（てん）王之印」が墓に納められた例もありますから、辺境の地倭の人々に与えられた印綬がそのまま日本のどこかに眠っている可能性があるのではないでしょうか。

　もし親魏倭王（しんぎわおう）の金印がみつかったら、そこは邪馬台（壱）国の有力候補地となることでしょう。親魏倭王の金印は江戸時代から学者の関心が高かったようです。

　魏志の中にこういう話があります。魏の天子の宰相がいた。権勢を振るって、天子から金印ではないかもしれませんが立派な印綬をもらった。ところが後で、汚職というか、背信行為をしていたことが分かった。天子が烈火のごとく怒って、印綬を取り返せと言った。それで使いを派遣して墓を暴いて、印綬を取り返したという記録があります。
　印綬は墓の中に埋めるのか。それで墓の中にあって当然と考えていましたが、考えてみれば、印綬は功績を挙げた本人一人に与えるのであって、その家の代々の者に与えるので

はなく、本人の墓の中にあるのが筋である。中国ではそうです。しかし倭国は同じだったかどうか、分かりません。墓の中ではなく、印綬は墓の中ではもったいない、と思って御神体にして神社に祭った可能性がありはしないか。

このような話をご紹介しましたのは印鑰いんやく神社の御祭神の問題についてです。

この神社が九州に沢山あります。近畿に行くと京都鴨川神社に一つ有るぐらいで、ほとんど近畿にはありません。神社の解説を見ると必ずといって良いほど、これは律令制の中で近畿天皇家より賜った印を収納し祭っている。そう書かれています。

しかしこの解説はおかしいと思います。なぜなら、もしそうであれば、近畿天皇家より賜った印を収納し祭っているならば、神社に納めるのは勝手ですが、近畿に多くて東海にもあり、だんだん薄くなって関東や九州にも少しあるというなら、分かります。

しかし天皇家の渡した印が九州にばかり固まっているというのは不可解です。
それはむしろ印を与えた存在が筑紫の権力者ではないのか。さらに言うと筑紫の権力者が中国からもらった印を保管しているのではないのか。このような問題になってまいります。

御承知のように卑弥呼の金印が一つであるから、出ないのは仕方がないとしても。
それ以上に不思議なのは、それ以上にもらったに違いない銀印や銅印がまったく姿を現さないことです。金印だけもらって銀印や銅印は、まったくもらわなかったか。
そんなことは無いと思われます。金印より銀印や銅印は数が多いから出てきても不思議ではなく。倭国の王は金印や銀印をもらっていますが、それらは墓の中から出てきていません。

●だから一つの可能性として「印鑰神社にある」のではないかと考えます。ですから一つの金印を探す以上に、銀印や銅印をさがすことがより大切です。

●それと卑弥呼の墓が一つも有りません。
それに対し神功皇后の墓が印鑰神社の分布のように九州にばかり固まっているというのは誠に不可解です。
日本書紀の中で、神功皇后の記録の中に卑弥呼と云う名前を削った倭人伝の文章がそのままコピ−＆ペーストされていたように、現実の卑弥呼の墓が、神功皇后へと置き換わっている可能性が考えられます。

その理由として、721 年〜965 年に渡る日本紀講筵（講書）の実施により「置換え」が周知徹底されたと考えられるからです。以下にあらましを述べます。

日本紀講筵（にほんぎこうえん）は、平安時代前期に、国史である『日本（書）紀』の講義・研究を行った、宮中行事の一種です。

721 年（養老 5 年）に最初の講筵が行われたが、これは『日本紀』完成を祝したものと考えられ、後世のものとやや趣が異なっていると見られる。その後、812 年（弘仁 3）・843 年（承和 10 年）・878 年（元慶 2 年）・904 年（延喜 4 年）・936 年（承平 6 年）・965 年（康保 2 年）に計 7 回が行われたものと、史料などから考えられています。

講師には紀伝道などの歴史に通じた学者が博士・都講・尚復などに任命されて、数年かけて全 30 巻の講義を行った。長期にわたる大規模な行事であったために、ほぼ 30 年おきに 1 回開催され、尚復を務めた者が次回の博士・都講を務めるのが慣例であった。

また、出席者も太政大臣以下の公卿や官人が出席して熱心な講義・意見交換が行われたとされています。元慶（ がんぎょう ）以後には、全ての日程が終了した後に大規模な竟宴きょうえんが開催され、公卿らを中心に『日本（書）紀』の故事・逸話に因ちなんだ和歌（「日本紀竟宴和歌」にほんぎきょうえんわか）を詠み、大歌御琴おおうたみこと師がそれに合わせて和琴を奏で、博士以下に恩賞として禄を賜っています。

906年（延喜6年）（904年（延喜4年）からの講筵）と943年（天慶6年）（936年（承平6年）からの講筵）の際に行われた竟宴の和歌が今日でも多く残されています。

博士ら講義担当者は講義にあたって予めテキストに相当する覚書である『日本紀私記』を作成した。主に本文の訓読に関する記述が多いが、中には内容にまで踏み込んだものもある。これらの私記は、漢文で書かれた『日本（書）紀』を本来の伝承形態に戻って解釈することに力を注いでいると考えられています。

現存4種の私記が残されています。また、これらの私記は後世の『釈日本紀』編纂時の資料として用いられたと考えられ、私記の逸文からの引用と考えられる部分が同書中に記されていて、序文に記紀よりも古い成立であると記している点について偽りだと考えられている『先代旧事本紀』の真の成立時期の推測などといった、文献学的にも多々参照されています。

『日本紀私記』は、これらの講書の記録であり、種々のものが作成されたと考えられていますが、現存するものとしては甲乙丙丁の四種が知られています。甲乙丙本は水戸の彰考館に伝えられたもので、彰考館本と呼ばれます。また、丁本は六人部氏本と呼ばれます。このうちどの本がどの年代の講書の私記であるのかは明らかでなく、甲本は弘仁、丁本は承平の講書の私記であると考えられており、甲本は『弘仁私記』とも呼ばれます。

解説：おおの-ひとなが【多人長】?－?平安時代前期の官吏：太(おおの)安麻呂の子孫。大同(だいどう)3年に従五位下となる。弘仁(こうにん)3年(812)から4年にかけて参議紀(きの)広浜ら十余名に日本紀講筵(にほんぎこうえん)(「日本書紀」の講義)をおこなった。出典：デジタル版 日本人名大辞典+Plusの解説
多人長と「弘仁私記」については、太安万侶撰録の『古事記』のことが、初めて文献にあらわれるのは『弘仁私記」の序である。

<u>『日本後紀』弘仁三年六月戊子つちのえねの条に、参議従四位下紀臣広浜、陰陽頭正五位下阿部朝臣真勝等十余人、読自本紀　散位従五位下**多朝臣人長執講**とある。</u>
<u>これより、「弘仁私記」が多人長によって書かれたものであることが判ります。</u>
<u>多人長氏は、日本書紀の講義を担当していたのですが、そのときの話の内容を書きとめたものです。</u>

その序に、夫<u>日本紀</u>者一品<u>舎人親王</u>、従四位下勲五等<u>太朝臣安麻呂</u>等　王子神八井耳命之後也　奉レ勅所。撰也。先レ是浄御原(天武)天皇御宇之日、有一舎人・姓稗田名阿礼、年廿八　天鈿女命之後也　為人謹格。聞見聴慧。天皇勅阿礼　使レ習帝王本紀及先代旧事末令撰録、世運遷代、豊国成姫(元明)天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂俾レ撰阿礼所レ誦之言。和銅五年正月廿八日、**<u>初上彼書</u>、<u>所謂古事記三巻者也</u>。とある。**

大和岩雄著「古事記成立考」によれば、『古事記』のことが、文献に現れるのは、最初であると書かれています。712年に出来上がって、812年のこの「弘仁私記」で初めて見つかったことになります。

①散位従五位下多朝臣人長も王子神八井耳命之後也であるので、直接のつながりは無くとも、多朝臣人長と太朝臣安麻呂は、同じおお族の一員だと思われます。
②多朝臣人長が、講義に使った『古事記』は、太朝臣安麻呂が書いた『古事記』、または、その写本とは限らないし、改定版かもしれません。ただ、大和氏は、著書の中で、----現存『古事記』を宣伝した『弘仁私記』序----　とタイトルを書いておられますから、現存の古事記だと思われます。
③「弘仁私記」は、日本書紀の講義であるが、日本書紀より古事記についての方が、量が多いようです。
④同じおお族として100年も放って置かれた古事記のことを書かずには居れなかったのでしょうか。

以上の事柄は何を示しているのでしょうか。
実は、『古事記』の史料性格を考える際、その大前提ともいうべきテーマがあります。それは、『古事記』は 大和朝廷の正史として採用されることなく「隠蔽」され、100年間もの間放って置かれた。逆に『日本書紀』が正史として後世に伝えられたという歴史的事実です。

この事実は次のことを指し示します。
すなわち、『古事記』は編纂当時の大和朝廷の天皇にとって、不都合かつ不必要な史書であり、『日本書紀』は逆に都合がよく、必要であったということです。

　もし『古事記』が不都合でなければ、『日本書紀』とともに併用して普及あるいは後世に公的に伝えられたはずですが、実際は中世に真福寺（しんふくじ）から「発見」されるまで、書名こそ伝わっていたものの存在が不明な史書だったのです。ですから、『古事記』が大和朝廷にとって不都合で後世に伝えたくなかった史書であると考えられます。

　逆に、日本書紀の中で、神功皇后の記録の中に卑弥呼と云う名前を削った倭人伝の文章がそのままコピ−＆ペーストされていたように、日本紀講筵（講書）の実施により「置換え」が周知徹底されたことにより、現実の卑弥呼の墓が、神功皇后へと置き換わっている可能性が考えられるのです。

<u>尚、上記は、720に完成したのは、日本紀でありその後現在の日本書紀（775年〜791年頃）が作成されたとの説に立っています。</u>(了)

六国史（読み）りっこくし
官撰(かんせん)の6種の国史の総称。奈良・平安時代に編纂(へんさん)された

『日本紀：720年』→『日本書紀：775年〜791年頃か』
『続日本紀(しょくにほんぎ)：797年』
『日本後紀：840年』
『続日本後紀：869年』
『日本文徳(もんとく)天皇実録：879年』
『日本三代実録：901年』がそれである。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

資料編

　漢委奴国王印（かんのわのなのこくおういん、漢委奴國王印）は、日本で出土した純金製の王印（金印）である。読みは印文「漢委奴國王」の解釈に依るため、他の説もある（印文と解釈を参照）。1931 年（昭和 6 年）12 月 14 日に国宝保存法に基づく（旧）国宝、1954 年（昭和 29 年）3 月 20 日に文化財保護法に基づく国宝に指定されている。

来歴：1931 年（昭和 6 年）に、同金印は当時の国宝保存法に基づく国宝（文化財保護法の「重要文化財」に相当）に指定され、世に知られるようになった。金印の出土地および発見の状態は詳細不明。福岡藩主黒田家に伝えられたものとして明治維新後に黒田家が東京へ移った際に東京国立博物館に寄託された。

1973 年（昭和 48 年）に黒田家・東京国立博物館・文化庁の許可を得て、福岡市立歴史資料館が複製品を作成。材質純金 24 カラット。福岡市立歴史資料館・九州歴史資料館・文化庁・東京国立博物館も一顆を作成[2]。翌年の 1974 年（昭和 49 年）より福岡市立歴史資料館にて展示。
　その後福岡市美術館の開設に際して 1978 年（昭和 53 年）に黒田茂子（黒田長礼元侯爵夫人）から福岡市に寄贈され（黒田資料の一つ）[4]、1979 年（昭和 54 年）から福岡市美術館、1990 年（平成 2 年）から福岡市博物館で保管・展示されている。

出土地：1914 年（大正 3 年）、九州帝国大学の中山平次郎が現地踏査と福岡藩主黒田家の古記録及び各種の資料から、その出土地点を筑前国那珂郡志賀島村東南部（現福岡県福岡市東区志賀島）と推定した。その推定地点には 1923 年（大正 12 年）3 月、武谷水城撰による「漢委奴國王金印発光之処」記念碑が建立された。その後、1958 年（昭和 33 年）と 1959 年（昭和 34 年）の 2 回にわたり、森貞次郎、乙益重隆、渡辺正気らによって志賀島全土の学術調査が行われ、金印出土地点は、中山の推定地点よりも北方の、叶ノ浜が適しているとの見解が提出された。**ただし、志賀島には金印以外の当時代を比定できる出土品が一切なく、志賀海神社に祀られる綿津見三神は漢ではなく新羅との交通要衝の神であり直接の繋路はまだ見出されていない。**

1973 年（昭和 48 年）及び 1974 年（昭和 49 年）にも福岡市教育委員会と九州大学による金印出土推定地の発掘調査が行われ、現在は出土地付近は「金印公園」として整備されている。

外形：1931 年（昭和 6 年）に、金印が当時の国宝保存法に基づく国宝（文化財保護法の「重要文化財」に相当）に指定されたため、帝室博物館員入田整三が金印を測定し、「総高七分四厘、鈕高四分二厘、印台方七分六厘、重量二八.九八六六匁」の結果を得ている。

1953 年（昭和 28 年）5 月 20 日、戦後初めて金印の測定が岡部長章（最後の岸和田藩主岡部長職の八男）によって試みられた。「質量 108.7 グラム、体積 6cc[※ 1]、比重約 18.1」、貴金属合金の割合を銀三分、銅七分を常とする伝統的事実からして 22.4K[※ 2]と算定した。

和暦・西暦・早見表

癸巳	みずのと み (キシ)	文禄2年 (1593)	承応2年 (1653)	正徳3年 (1713)	安永2年 (1773)	天保4年 (1833)
甲午	きのえ うま (コウゴ)	文禄3年 (1594)	承応3年 (1654)	正徳4年 (1714)	安永3年 (1774)	天保5年 (1834)
乙未	きのと ひつじ (イツビ)	文禄4年 (1595)	明暦元年 (1655)	正徳5年 (1715)	安永4年 (1775)	天保6年 (1835)
丙申	ひのえ さる (ヘイシン)	慶長元年 (1596)	明暦2年 (1656)	享保元年 (1716)	安永5年 (1776)	天保7年 (1836)
丁酉	ひのと とり (テイユウ)	慶長2年 (1597)	明暦3年 (1657)	享保2年 (1717)	安永6年 (1777)	天保8年 (1837)
戊戌	つちのえいぬ(ボジュツ)	慶長3年 (1598)	万治元年 (1658)	享保3年 (1718)	安永7年 (1778)	天保9年 (1838)
己亥	つちのと い (キガイ)	慶長4年 (1599)	万治2年 (1659)	享保4年 (1719)	安永8年 (1779)	天保10年 (1839)
庚子	かのえ ね (コウシ)	慶長5年 (1600)	万治3年 (1660)	享保5年 (1720)	安永9年 (1780)	天保11年 (1840)
辛丑	かのと うし (シンチュウ)	慶長6年 (1601)	寛文元年 (1661)	享保6年 (1721)	天明元年 (1781)	天保12年 (1841)
壬寅	みずのえとら (ジンイン)	慶長7年 (1602)	寛文2年 (1662)	享保7年 (1722)	天明2年 (1782)	天保13年 (1842)
癸卯	みずのと う (キボウ)	慶長8年 (1603)	寛文3年 (1663)	享保8年 (1723)	天明3年 (1783)	天保14年 (1843)
甲辰	きのえ たつ (コウシン)	慶長9年 (1604)	寛文4年 (1664)	享保9年 (1724)	天明4年 (1784)	弘化元年 (1844)
乙巳	きのと み (イッシ)	慶長10年 (1605)	寛文5年 (1665)	享保10年 (1725)	天明5年 (1785)	弘化2年 (1845)

印鑰（読み）インヤク　　デジタル大辞泉「印鑰」の解説
いん-やく【印×鑰／印×鎰】
１　印判。印いん。
２　印判と鍵かぎ。
㋐官府の長官の印と諸司・城門・蔵などの鍵。
㋑天台座主ざすの職印と延暦寺宝蔵の鍵。また、僧綱そうごうの職印と僧綱所の鍵など。

印鑰神社（いんにゃくじんじゃ、いんやくじんじゃ）

印鑰神社（うきは市）- 福岡県うきは市浮羽町流川鎮座。
印鑰神社（久留米市大橋町）- 福岡県久留米市大橋町常持鎮座。
印鑰神社（久留米市御井町）— 福岡県久留米市御井町字宗崎鎮座。
1601年までは高良大社の境外末社で、以降は兼務社。
印鑰神社 - 福岡県久留米市御井町に鎮座する高良大社の境内末社。
印鑰神社（みやま市）- 福岡県みやま市高田町南新開鎮座。
印鑰神社（大刀洗町）- 福岡県三井郡大刀洗町大字三川字打形鎮座。
印鑰神社（佐賀市大和町大字尼寺1528）- 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺鎮座。
印鑰神社（佐賀市大和町大字尼寺3081）- 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺鎮座。
印鑰神社（壱岐市）- 長崎県壱岐市勝本町勝本浦鎮座。
印鑰神社（八代市）- 熊本県八代市鏡町鏡村鎮座。
印鑰神社（西都市）— 宮崎県西都市大字三宅鎮座。宮崎県西都市三宅２８４４

大御和神社　-　徳島県徳島市国府町府中 644
：往古は印鑰（いんやく）大明神と称し、阿波国総社であったとも言われ、一般に「府中宮（こうのみや）」と呼ばれる。印鑰とは、阿波国の印と国庫の鍵を意味する言葉。
印鑰神明宮　-　山形県山形市鈴川町鎮座。山形市鈴川町 2 丁目 10-48
印鑰神社（七尾市）－ 石川県七尾市府中町鎮座。御祭神：市杵嶋姫命
養老 3 年國府を七尾港付近に設け、港の守護神と鎮祭し、能登國國衙の印璽を保管した。由来から印鑰神社と称す、戦國の爭乱天難を土中にさけ、文緑年中赤間田より地主両川市左エ門郡奉行三輪藤兵衛の夢告により出土し、慶長 2 年大手町、寛永 16 年府中町と府中村の入会浜に移転、文政 8 年現地に遷宮す。
飯役社(いいやくのやしろ)丹後国与謝郡京都府宮津市中野 217
「飯役社」は元々は「印鑰社(いんやくのやしろ)」のことであったとされます。当地の辺りは丹後国の国府があったとされる地。その国衙(役所)の「印」と「鑰(カギ)」が収納され、それをもって在庁官人の守護神として祀られたのが「印鑰社」。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』等

九州の神功皇后の主な伝承地

香椎宮（福岡市）	新羅征討の神託を受ける
松峡八幡宮（福岡県筑前町）	熊襲討伐の前線基地が置かれた。「羽白熊鷲」と戦った逸話など周辺地に残る
宇美八幡宮（福岡県宇美町）	皇子（応神天皇）を出産した。「産み」が町名の由来になったと伝わる
皇后石（福岡県吉富町）	皇后の命でつくった船をつないだとされる巨岩
鎮懐石八幡宮（福岡県糸島市）	出産を遅らせるため腰に巻いた石を祭る
東風石（長崎県壱岐市）	船を走らせる追い風が吹くように祈願すると、祈りが通じて石が割れた、と伝わる
嬉野温泉（佐賀県嬉野市）	皇后が外征の帰途に温泉を発見した伝説が残る。その時に「あな、うれしの」と言ったのが嬉野の地名の由来とも
宇佐神宮（大分県宇佐市）	名物土産の「宇佐飴」は、皇后が皇子を育てる際、母乳の代わりに使ったとする御乳飴の由来を持つ

（包紙）「天明四年　志賀島村百姓甚兵衛金印堀出候付口上書」

那珂郡志賀嶋村百姓甚兵衛申上る口上之覚

一、私抱田地叶の崎と申所、田境之中溝水行悪敷御座候に付、先月廿三日右之溝形を仕直し可申迚、岸を切落し居申候処、小き石段々出候内、弐人持程之石有之、かな手子にて堀り除け申候処、石之間に光り候物有之に付、取上水にてすすぎ上げ、見申候処、金之印判之様成物にて御座候、私共見申たる儀も、無御座品に御座候間、私兄喜兵衛、以前奉公仕居申候福岡町家衆之方へ持ち参り、喜兵衛より見せ申候へば、大切成品之由被申候に付、其儘直し置候処、昨十五日、庄屋殿より右之品早速御役所江差出候様被申付候間、則差出申上候、何れ宜敷被仰付可被為下候、奉願上候、以上　　志賀嶋村百生　甚兵衛（印）

天明四年三月十六日

津田源次郎様御役所

右甚兵衛申上候通、少も相違無御座候、右体之品堀出候はば　不差置、速に可申出儀に御座候処うかと奉存、市中風説も御座候迄指出不申上候段、不念千万可申上様も無御座奉恐入候、何分共宜様被仰付可被為下候、奉願上候、以上

同村庄屋　武蔵（印）

同年同月同日　　組頭　吉三（印）

津田源次郎様　　同　　勘蔵（印）

御役所

大谷光男著『金印研究論文集成』より作成

六国史（読み）りっこくし

官撰(かんせん)の6種の国史の総称。奈良・平安時代に編纂(へんさん)された

『日本紀：720年』→『日本書紀：775年～791年頃か』

『続日本紀(しょくにほんぎ)：797年』

『日本後紀：840年』

『続日本後紀：869年』

『日本文徳(もんとく)天皇実録：879年』

『日本三代実録：901年』がそれである。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

公卿くぎょう:朝廷につとめる身分の高い役人のことです。「公」は太政大臣［だじょうだいじん］と左・右大臣［さ・うだいじん］のこと、「卿」は大納言［だいなごん］・中納言［ちゅうなごん］・参議［さんぎ］と三位以上の役人のことで、これらをまとめて、公卿と言います。